

令和2年4月

新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が著しく減少した中津市営住宅入居者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響等による失職等で収入が著しく減少した市営住宅入居者の方は、以下の手続きにより、家賃を減額できる場合があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、お勤めや自営の会社等が経営環境の悪化により事業活動が縮小し休業等を余儀なくされた結果、収入が減少された方。(解雇、退職、倒産、休業、営業停止、売上の減少など)
- 新型コロナウイルス感染拡大防止策による、小学校等の臨時休校等に伴う家族の方の休暇取得により、収入が減少された方。

※収入が減少したことを証明する書類(退職証明書、給与明細書等)

の他、所定の書類を添えて申請する必要があります。

※減少額によっては家賃が減額にならない場合もあります。

※納付についても困難な状況もあれば、ご相談下さい。

詳細については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

大分県住宅供給公社 中津市営住宅管理センター

☎0979-53-9100

建設政策課 建設政策係

☎0979-22-1111 内線:375